

予納郵便切手の組合せ

熊本地方裁判所 令和元年10月～

第1 訴状添付の郵便切手

		原告・被告各1名 (基本) 合計 6060円	当事者複数の場合 ★ 加算 +2342円(1名につき)
郵便切手 の内訳	額面	枚数	加算枚数(1名につき)
	500円	8	+4
	100円	6	
	84円	10	+2
	50円	5	+2
	20円	10	+2
	10円	10	+2
	5円	10	+2
2円	10	+2	

- ★ 原告ら代理人が受任している場合、原告側の加算は必要ありません。
 ※ 郵便料を予納金で納付される場合(電子納付含む)の金額は従前のとおりです。
 (基本6000円。加算1名につき2000円)

第2 労働審判申立書添付の郵便切手

		当事者各1名 合計 2500円
郵便切手 の内訳	額面	枚数
	500円	3
	100円	6
	84円	2
	20円	6
	10円	6
	5円	6
	2円	11

第3 福岡高等裁判所あての控訴状添付の郵便切手

		当事者各1名 (基本) 合計 6000円	当事者複数の場合 ★ 加算 +2000円(1名につき)
郵便切手 の内訳	額面	枚数	加算枚数(1名につき)
	500円	8	+4
	100円	4	
	84円	10	
	50円	8	
	20円	9	
	10円	11	
	5円	10	
2円	10		

- ★ 控訴人ら代理人が受任している場合、控訴人側の加算は必要ありません。

第4 福岡高等裁判所あての抗告状添付の郵便切手

		当事者各1名 (基本) 合計 2600円	当事者複数の場合 ★ 加算 +1300円(1名につき)
郵便切手 の内訳	額面	枚数	加算枚数(1名につき)
	500円	4	+2
	100円	2	+1
	84円	2	+1
	50円	2	+1
	20円	3	+1
	10円	4	+3
	5円	4	+2
2円	6	+3	

★ 抗告人ら代理人が受任している場合、抗告人側の加算は必要ありません。

予納郵便切手及び申立手数料

熊本地裁保全係 令和3年4月

1 予納郵便切手

(1) 不動産仮差押, 不動産処分禁止仮処分

送付送達先	郵券	郵券組合せ例 (債権者・債務者各1名 ・登記所1ヶ所)		当事者複数 の場合	登記所複数 の場合
		券種	枚数		
債権者1名	1099円 (郵送希望の場合)			加算枚数	加算枚数
債務者1名	1099円	1000円	2	+1	
登記所1ヶ所	1048円	500円	2		+2
(内訳)	送付用529円 返送用519円	84円	2	+1	
		20円	1		+1
		10円	3	+1	+1
		5円	4	+1	+2
		2円	4		+4
合計	3246円	合計	3246円	1099円	1048円

※仮差押の登録免許税(収入印紙額)は申立後に算定します

(2) 債権仮差押

送付送達先	郵券	郵券組合せ例 (債権者・債務者・ 第三債務者各1名)		当事者複数 の場合	第三債務者 複数の場合
		券種	枚数		
債権者1名	1099円 (郵送希望の場合)			加算枚数	加算枚数
債務者1名	1099円	1000円	3	+1	+1
第三債務者1名	1313円	84円	5	+1	+3
(内訳)	特別送達1145円	20円	2		+2
	陳述書返送用(債権者)84円	10円	3	+1	+1
	陳述書返送用(裁判所)84円	5円	3	+1	+1
		3円	2		+2
合計	3511円	合計	3511円	1099円	1313円

(3) 不動産占有移転禁止仮処分

送付送達先	郵券	郵券組合せ例 (債権者・債務者各1名)		当事者複数 の場合
		券種	枚数	
債権者1名	1099円(郵送希望の場合)			加算枚数
債務者1名	1099円	1000円	2	+1
		84円	2	+1
		10円	2	+1
		5円	2	+1
合計	2198円	合計	2198円	1099円

2 申立手数料(収入印紙額)

(1) 申立て個数1件につき2000円 (債権者と債務者が各1名の場合)

(2) 債務者又は債権者が複数の場合は原則として、債権者又は債務者の増加数を乗じた額(2000円×増加数)となります
(算定困難な場合は事前にお問い合わせください)